

● 税務調査の流れ

法人税や個人所得税などの確定申告書を提出した後、税務署による調査が行われる場合があります。課税所得によりますが、一般的には法人であれば3～7年周期で、個人でも事業規模によっては法人と同様の周期で税務調査の対象となっているようです。

中小企業や個人事業者の税務調査は、通常1～2名で行われます。日程は2日間が多く、午前10時から午後4時まで、昼休憩は12時から1時間です（食事を提供することは国家公務員倫理法によって制限されているので準備は不要です）。

日程等	項目	調査内容等
事前通知	電話連絡	担当調査官から関与税理士に、調査対象税目・対象年度・日程など連絡、日程調整
調査 1日目	全般事項	代表者（経歴、銀行取引、趣味など） 事業内容（組織、取引先、取引条件、給与体系など）
	売上・雑収入	売上除外、期末〆処理（〆後売上）
	仕入	架空・否認仕入、期末〆処理（〆後仕入）、売上との対応、在庫
調査 2日目	売上・仕入	1日目の続き
	経費・雑損失	架空・否認経費、固定資産・交際費・寄付金とすべきものがないか、支払報酬等について源泉徴収もれがないか
	給与	架空人件費、扶養控除申告書の有無、源泉徴収もれ、年末調整
	印紙	印紙貼付もれ
	その他	取引先の資料収集（特に個人事業者）
結果連絡	指摘事項	調査の指摘事項を、関与税理士が検討し、納税者に報告・確認 重加算税となった場合は、納税者に内容確認の署名を求められる
修正	申告・納付	修正申告、本税・加算税・延滞税等の納付

実際の調査では、事前にある程度ポイントを絞ってきますので、それが効率よく確認できるか否かで、調査の内容や日程は加減することになります。また、最近の調査ではパソコンの利用状況（最近使ったファイル、インターネット閲覧履歴、電子メール等）を確認されることもあるようです。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
10月	個人住民税納付（第3期）	
11月	所得税予定納付（第2期） 個人事業税納付（第2期）	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日

源泉所得税の納付期限は、翌月10日（納期特例は上期7月10日、下期1月20日）。

住民税納付（普通徴収）については、上記と異なる地域があります。